

用語解説

用語解説

ア行

Iターン・・・77

その地の魅力を感じて出身地等の地縁のない所に移り住むこと。

アイデンティティ・・・53

個性、独自性、主体性、同一性(一体性)。まちの個性・独自性。

空き家バンク・・・103

空き家を売りたい又は貸したい方が市の「空き家バンク」に登録し、その物件を市がホームページ等で全国に紹介する事業。

アクセス・・・13,35,36

目的地に到達しようとする行為。又は交通手段・交通事情。

アダプト制度・・・131

「アダプト」とは、「養子縁組をする」といった意味合いがあり、道路や水路等の公共施設を地域で引き受ける制度。農業用水路の管理において浸透しつつある。

EM菌・・・97

数々の有益な微生物の集合体の総称。Effective(有用な)とMicro-organisms(微生物)の頭文字を組み合わせた造語。地球上に存在する数多くの微生物の中から、作物生産に有効な糸状菌・酵母菌・乳酸菌・放線菌・光合成細菌等5群10属80種以上の微生物を集め、それを組み合わせて培養した液体のこと。病害虫の予防や、生長促進の効果があるといわれている。

岩手県土地利用基本計画・・・2

国土利用計画法に基づき、岩手県が県内の土地利用に関する基本的事項を定めた計画。計画期間は概ね10カ年。

エグネ・・・67,70,71

散居の各屋敷の北西側に杉や栗、桐等を森のように植えて冬の季節風から屋敷を守る防風林。杉は建築材に落葉はたきつけや肥料等にも使われ、屋敷の境界という役目もある。

NPO・・・131

Non-Profit Organizationという英語に由来する民間非営利組織。一般的には、ボランティア団体や市民活動団体といわれる任意団体を含む組織・グループ等、不特定多数を対象とした社会貢献活動を自発的に継続して行う組織をいう。地域や対象を限定するコミュニティ活動を行う団体とは区別される。

オープンカフェ・・・64

道路や公園等の公的空間に面した部分に日差しや風等を取り込めるように外部に開放されたレストランや喫茶店の総称。

オープンガーデン・・・72

イギリスで生まれたもので、一般の人に鑑賞してもらうために開放した個人の庭。

オープンスペース・・・79

公園・緑地、河川敷、駅前広場等の建物に覆われていない広がりのある開放的な空間のこと。

屋外広告物条例・・・71,129

屋外広告物法(1949年法律第189号)の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びに屋外広告業に関し、地方公共団体が必要な事項を定めた条例。

オゾン層・・・18

地球を取り巻く、厚さ20Kmのオゾンを多く含む層。オゾン(O₃)は、太陽の紫外線によって酸素から作られる。生物にとって有害な紫外線の多くは、このオゾン層で吸収される。

カ行

街区公園（都市公園）・・・74,76

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）。児童から高齢者まで広く利用する公園として1993年の同施行令の改正により児童公園を廃止し制度化された。敷地面積は0.25haが標準。以前は誘致距離基準が250mとされていたが、2003年の同施行令の改正により廃止された。

開発許可・・・18

都市計画区域及び準都市計画区域における無秩序な市街化を防止するため、建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更をある一定規模以上行おうとする場合、行政の許可が必要な制度。

環境アセスメント・・・68

道路、ダム事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

環境モニタリング・・・68

監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視ともいわれる。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査等が代表的。気候変動等による生物構成種の推移、人間活動による生物への影響等を長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物等特定の生物種（指標種）を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。

観光交流機能・・・35,40,41

異なる地域・組織・系統の人々が行き来し、その間でさまざまな物事のやりとりが行われ、全体を構成する個々の部分が果たしている固有の役割。

キツマ・・・67,70,73

キツマはエグネの下に薪を重ねたもので、風雪を防ぐのに重要な役割を果たす。なかには藁やトタンの屋根をかけて遠くから見ると塀のように見えるところもある。

狭隘道路・・・22,26,43

建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路及び当該道路以外の道で、幅員4m未満で拡幅を必要とするもの。

魚道・・・68,97

魚にとって移動（回遊）の障害となる堰・ダム等の河川横断構造物を越えて、魚が遡上したり下ったりできるように人工的に設置する迂回路。

近隣公園・・・76

主として近隣地区に居住する者を利用の対象とし、幼児から老人まですべての年齢層に利用される都市公園。敷地面積は2.0haが標準。

クリーンエネルギー・・・78

環境への負荷が少ないエネルギーのこと。一般的に、太陽や風力等の自然エネルギーのことを指す。

グリーン・ツーリズム・・・33,51,54

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。農山漁村が育ててきた自然、生活・文化のストックを広く都市の人々に開放し、「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな余暇活動を提供するとともに、新たな産業の創出による若者の定住促進や農山漁村地域の活性化を目指した活動が各地で展開されている。

景観・・・2,19,27

目に見える広がりをもった景色。視覚的に捉えられる環境であり、海・空・山・河川等の地形、植生や気候・気象等の自然的要素と、建物・工作物等の建造物や人々の生活等の人為的要素とで形成された複合的な景色をいう。

景観協定・・・71

景観法（2004年6月制定、12月施行）の規定に基づき、一定の区域内の住民等の全員の合意により結ばれる良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事項をソフト

な点まで含めて一体的に定めることができる。

景観計画・・・71,129

良好な景観の形成のために定める計画（景観法第 81 条）。景観行政団体である地方公共団体が住民意見を反映させ、都市計画審議会の意見を聴き策定。住民提案も可能。

景観地区・・・71

景観法の規定に基づき、市町村が市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区。市町村は、積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定め、(1) 建築物の形態意匠、(2) 建築物の高さ、(3) 壁面の位置、(4) 建築物の敷地面積について制限できる。

景観法・・・129

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。美しい国土づくりに対する関心の高まりを背景に 2004 年 6 月に公布、2004 年 12 月に一部施行され、2005 年 6 月に全面施行された。同時に公布された景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて景観緑三法と呼ばれる。

建築協定・・・71,77

一定の区域内の土地所有者等が全員合意により、地域の良好な環境を維持増進するために締結する協定のこと。建築協定では、区域内で建築物を建てる場合の敷地、構造、高さ、用途等について一定の基準を必要な事項について定めることができる。

建築形態制限・・・43,45,47

建築物の容積率・建ぺい率・各部分の高さの制限のこと。

公共下水道・・・22,43,45

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共公益施設・・・35,39,40

公共施設は、一般住民の利用を目的として整備される施設をいう。具体的な範囲は法令によって様々であり、都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設としている。公共施設は、都市の骨格を形成するような施設を指すのに対し、住民生活に必要なサービス施設を公益施設とよぶことが多い。

交通結節機能・・・35,41,43

異なる交通機関を接続する地点で、鉄道の乗継駅、鉄道とバス等の乗換えが行われる駅前広場等の機能。

交流人口・・・53,54,70

その地域に訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念である。

高齢者向け優良住宅・・・84

高齢者居住法に基づき、民間土地所有者等が供給する高齢者向けの住宅。高齢者の身体機能に対応した設計、設備を有し、緊急時に対応したサービスを受けられる。入居対象者は 60 歳以上の単身・高齢夫婦世帯等であるが、入居に際して収入による制限はない。

国勢調査・・・6,8,9

日本に居住する全ての人を対象として、国内の人口、世帯、産業構造等について総務省統計局が調査する基本的な統計調査であり、5 年ごとに行う。

国土利用計画岩手県計画・・・2

国土利用計画法に基づき、岩手県の区域についての県土の利用に関する基本的事項を定める、おおむね 10 か年を計画期間とする計画である。この計画は、国土利用計画市町村計画や県の土地利用基本計画の基本となっており、土地利用基本計画を介して個別規制法による各種計画の総合調整機能を果たすものである。

国土利用計画奥州市計画・・・1,2

国土利用計画法に基づき、奥州市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用についての基本的な事項を定める計画であり、市土の総合的かつ計画的な利用及び個別の土地利用関係法令に基づく諸計画の指針となるものである。

コミュニティ・・・13,16,19

住民相互の協力と連携による地域社会のこと。地域社会活動をコミュニティ活動といい、公民館、集会所等の施設をコミュニティ施設という。

コミュニティ道路・・・64

歩行者等が安全、かつ快適に通行できるように、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽等を設けた道路。

コミュニティバス・・・13,66

自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。本市では、Zバス(水沢区内運行) 街なか循環バス(水沢区内運行) 奥州市営バス(江刺区内運行) ハートバス(前沢区内運行)を運行している。

コンパクトシティ・・・25

都市の無秩序な拡散(スプロール化)を防止するとともに、中心市街地に計画的に都市機能を集積させ、環境負荷を低減し、また高齢者等にも暮らしやすい活力ある都市を創出する考え方。

サ行

散居集落・・・33,73,116

広大な耕地の中に住宅が散らばって点在する集落形態。胆沢散居集落は、わが国では富山県の砺波平野や島根県の出雲平野とともに数少ない村落景観である。

市営浄化槽・・・86,92,98

下水処理場につながらない地域で、水洗便所の汚物を分解・消毒するために市が個人の敷地内に設置する装置。

シケイン・・・65

自動車の走行速度を抑えるため、車道をS字状のクランクとしたもの(車両通行領域の線形をジグザク又は蛇行させて速度低減を図るもの)。

資源循環型社会・・・23

資源の消費量を減らし環境への影響を抑えるため、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)等を通じて、適正な資源循環が確保された社会のこと。

自主防災組織・・・103,106,108

地域住民による任意の防災組織のこと。特に災害の初期段階においては、地域住民がお互いに協力して「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことが重要となっている。

持続可能なまちづくり・・・1,25,65

環境への負荷に配慮した持続可能なまちづくりのこと。経済的利益の追求だけではなく、自然環境や生態系への影響、伝統や文化等に代表される地域資源への配慮等を組み込んだまちづくりの考え方。

指定管理者制度・・・131

2003年9月2日、改正地方自治法が施行され、地方自治体の「公の施設」の管理に関する制度が改正されたことによって創設された制度。これまで、委託先が市の出資法人や公共的団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

視点場・・・50,70,72

景観を眺める場所。景観を眺める人及びその人の目の高さを「視点」、景観を眺める人が立つ周辺の環境を含めた空間を「視点場」という。

児童遊園・・・76

児童に健全な遊びを与えて、その健康増進すること等を目的とした、子どもの遊戯場として利用される小公園。

市民ワークショップ・・・18,19,21

参加型講習、研究集会等とも呼ばれる、参加者があるテーマについてアイデアを出し合い

意思決定をする集まり。会議の一種ではあるが、通常の会議とは違い、形式張ったものでなく、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されている。

シャトルバス・・・51

近距離を何度も頻繁に運行するバスのこと。

集約型都市構造・・・18,24,39

都市圏の一定の地域を集約拠点として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

住生活基本計画・・・77,129

住生活基本法に基づき、施策を総合的かつ基本的に進めるため国と都道府県で策定する基本的な計画。それぞれ基本方針のほか住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標(耐震化率、バリアフリー化率、省エネ化率、住宅性能表示実施率等の成果指標)の設定、目標を達成するために必要な施策であって基本的なもの等を位置づける。

準都市計画区域・・・18

都市計画区域が、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定するのに対し、準都市計画区域は、積極的な整備又は開発を行う必要はないものの、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市として総合的に整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について指定するもの。

情報通信基盤・・・23,78,103

情報通信技術を支えるケーブル伝送路や情報受発信拠点、通信用衛星、その他通信機器等高度情報化社会の都市活動に欠くことのできない基幹施設の総体をいう。

人材バンク・・・131

厚生労働大臣の許可を受けて職業を紹介する民間の職業紹介業のこと。

親水空間・・・85,118,123

階段状の護岸等を設け直接水と接することができる場所(空間)。

スピードクッション・・・65

大型車が乗り上げずに通過できるよう、凸部を車道の中央部に設けたもの。

スマートインターチェンジ・・・62,128

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員がいなため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

生活環境等影響調査・・・129

廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査。

生産年齢人口・・・8,17,30

労働市場にあらわれる可能性を持つ15歳～64歳までの人口のこと。

製造品等出荷額・・・10,20

1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計で、消費税等の内国消費税を含んだ額。

総合計画・・・1,16,23

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

総合公園・・・86

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。敷地面積は10～50haが標準。

夕行

大規模集客施設・・・18,65

床面積 10,000m²以上の店舗、アミューズメント施設、展示場等を指す。

台形ハンプ・・・65

自動車の速度を低減させるため、車道路面に設けた凸型舗装。

宅地開発指導要綱・・・77,86,97

宅地開発やマンション建設等に関する指導の方針や内容を地方公共団体が記した文書。法律や条例に基づかない行政指導であり、事業者に対しては任意の協力を求める性格のものである。

多自然川づくり・・・68,97,124

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理のこと。

棚田・・・33,73,100

傾斜地に造られた連続した棚状になる一連の水田群。その立地は、連続する河岸段丘や山間地の斜面で、地滑り地の場合も多い。丘陵地谷間の傾斜地の連続した棚田状の水田については谷戸田とよばれる。

地域アイデンティティ・・・53

地域の個性や独自性。

地域コミュニティ・・・19,28,53

地域住民が生活している場所。消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

地域ブランド・・・23

地域に対する消費者からのブランドとしての評価。地域イメージそのもののブランドと、地域の特徴を活かした商品のブランドとから構成される。

地球温暖化・・・1,18,24

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化は、海面上昇、干ばつ等の問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地区計画・・・71,77,83

地区の一体的な整備及び保全を図るため、主として街区内の居住者等が利用する道路、公園等の施設整備、建築物の建築等に対し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、その計画内容に従った開発行為、建築物の建築等が行われるように誘導することを目的とする制度。

地区公園・・・76

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とする。敷地面積は4.0haが標準。

眺望点・・・70,72

不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所で、対象事業計画地を望むことができる地点を示す。展望台、車道、歩道沿線等がこれにあたる。視点場と同様。

低炭素型のまちづくり・・・77

公共交通を軸とした集約型都市構造を形成するなどの温室効果ガスの大幅削減を目指したまちづくり。

低・未利用地・・・43,45,47

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況等)が低い「低利用地」の総称。

DID地区(人口集中地区)・・・8,43

人口密度が1km²あたり約4,000人以上の地区が集中し、合計人口が5,000人以上の地域。英訳(Densely Inhabited District)の頭文字をとって「DID」と呼ぶ。

低公害車両・・・65

排出ガスを出さなかったり、出しても汚染物質の量の少ない自動車のこと。

低床バス・・・55,65

高齢者や障がい者等に配慮し、床の高さを低くして乗り降りをしやすくしたバス。

デマンドバス・・・66

利用者が「いつ、どこから、どこへ」等の要望（デマンド）を、電話やインターネット等でバス運行者に予約し、このデマンドに応じて運行されるバスのこと。

田園居住・・・25,33,54

田園に囲まれた住宅とそれに付随する生活のこと。人々の生活様式や価値観が多様化する中で、自然的環境の豊かな地域でゆとりある生活を営むことを求める田園居住に対するニーズが増大しており、本市でも、空き家を全国に紹介し、定住を促進し地域活性化を図るための取り組みを行っている。

点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）・・・17,55

視覚障がい者に対する誘導又は段差の存在等の警告・注意喚起を行うために路面に敷設される主に黄色のブロック。

電線類の地中化・・・64,71,80

電線（電力線・通信線等）及び関連施設を地中に埋設すること。

特定建築物・・・16

集会所、店舗、事務所、学校等の特定用途に利用される部分の面積が3,000m²以上の建築物。

特定用途制限地域・・・126,127

地域地区の一つで、白地地域において、良好な環境を形成・保持するため、特定の建築物その他の工作物の用途を制限する区域。自家用乗用車の普及を背景に、用途規制を受けない郊外の幹線道路沿道に様々な用途の建築物等が立地し、環境を阻害していること等から、2000年の都市計画法改正により設けられた。制限される建築物等の用途概要は都市計画に定められるが、具体的な制限内容は、地方公共団体の条例により定められる。

都市基幹公園・・・75

都市住民全般の利用に供するために都市を単位として設ける基幹的な都市公園。

都市計画区域・・・1,2,3

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発し、及び保全する必要がある区域。

都市計画区域マスタープラン・・・2

2000年度の都市計画法改正により従来の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」を拡充し、すべての都市計画区域を対象とした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が創設された。これは都市計画区域マスタープラン（略して区域マス）とも呼ばれ、都道府県が都市計画区域ごとに定めることとされている。

都市計画提案制度・・・130,131

マスタープランを除く都市計画の決定や変更について、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が提案することができる制度。都市計画法の2002年改正で創設され、同法第21条の2から第21条の5に規定されているほか、都市再生特別措置法に基づく制度もある。一定規模以上の一団の土地について土地所有者等の2/3以上の同意等の条件を満たした場合に提案可能となる。提案を受けた都市計画決定権者は、提案受理・決定等をする必要があるかどうか判断し、提案された素案どおり決定しようとする場合、あるいは修正変更した案にする場合は、一連の手続きを経て、都市計画審議会への付議が行われる。

都市計画道路・・・21,59,63

「都市の基盤的施設」として都市計画法に基づく「都市計画決定」による道路。

都市計画法・・・1,2,18

1968年に制定された我が国における都市計画の根拠法。都市の健全な発展と秩序ある整備

を法の目的として、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業等都市計画の内容とともに、決定制限と手続き、開発許可、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を規定した法律。

都市公園・・・21,76,92

都市公園法第2条に規定する、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、国が国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

土地区画整理事業・・・47,54,77

都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改善と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業。「区画整理」と略称される場合も多い。公共施設の整備は所有権の交換分合による公共用地、保留地の供出と宅地の整形化と併せて行われ、保留地は処分され、整備費用の一部となる。土地所有者等の合意形成に基づき、事業による受益と費用負担を公平に行う仕組みを有している。

ナ行

波打ち歩道・・・85

車道より高さのある歩道において、歩道乗入部の歩道が低くなることから、歩道の高さが波打ったように見える歩道。

二地域居住・・・25,33,54

都市住民が農山漁村等の地域にも同時に生活拠点を持つ居住形態。

日常生活圏・・・37,38,126

日常生活が徒歩で行動できる圏域のこと。

日本三大散居集落・・・19,50,67

富山県の砺波平野、鳥根県の出雲平野、胆沢平野が日本三大散居集落といわれている。

ネットワーク・・・25,35,36

網という意味の英単語。本計画では、複数の要素が互いに接続された網状の状態。

年少人口・・・8,17,30

0歳～14歳までの人口のこと。

農業集落排水処理施設・・・78,114,129

農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全等を目的に、生活雑排水等の汚水を処理する施設。公共下水道と同様の機能をもつ。

農村公園・・・76

農村地域における住民の健康の維持増進及び憩いの場。

ノーマライゼーション・・・23

障がい者と健常者は、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

ノンステップバス・・・65

主に段差のない床面構造を持つ路線バスのこと。

ハ行

バイパス・・・12,58,62

交通渋滞を緩和するため、混雑した市街地を迂回して設けられた道路。迂回道路。

ハード・・・49,53

施策の目的を達成するため、道路や建築物等の建設される「モノ」のこと。これに対し、「モノづくりの仕組み」や「モノの利活用」のことをソフトという。

花いっぱい運動・・・72

戦後まちが荒廃し人々の心にも余裕を持ってない中で、社会を美しく・明るく・住みよくし、また花を通じて人々の気持ちを豊かにとの願いを込め、1952年、当時松本市の小学校の教員だった小松一三夢先生によって始められた。

バリアフリー・・・16,17,26

生活や活動に不便な障害を取り除くこと。障害には、物理的な障害だけでなく、社会的、制度的、心理的障害等も含む。

バリアフリー住宅・・・77

高齢者や障害がある人等、通常の住宅で生活する際に不自由のある人になるべく不自由なく生活を送れるようにした住宅のこと。

バリアフリー新法・・・16,17,55

高齢者、障害等の移動等の円滑化の促進に関する法律。

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、公園施設、建築物等での移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上を図ることを目的とした法律。主務大臣による基本方針の策定、施設設置者が講ずべき措置、市町村が定める重点整備地区における重点的・一般的な事業の実施等を定めている。2006年に、従前の交通バリアフリー法、ハートビル法を統合・充実するものとして制定された。

パークアンドライド・・・66

都市の外縁部において、車から鉄道等の大量公共交通機関へ乗り換える手法。

ブロードバンド・・・78,101,103

高速・大容量のデータ交換が可能な回線。総合デジタル通信網（ISDN）等よりも高速の回線を指し、電話線を使い高速なデータ通信を行なう技術（ADSL）、ケーブルテレビ、光ファイバー等がこれにあたる。

防災拠点・・・26,79

災害時における活動拠点であり、医療救護所、備蓄倉庫、消防機能等を備えた避難場所となる広い公園や施設。

防災マップ・・・22,80

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示されている。

マ行

まちづくり協定・・・85,112

「みどり豊かな環境を保全したい」等といった地区のまちづくり計画を実現するため、法律に基づく地区計画や法律に基づかない紳士協定により、まちづくりルールを定めること。

まちづくり条例・・・17

まちづくりにおいて地方公共団体が定めた条例の総称。地方公共団体によって条例の内容は異なるが、基本理念、土地の区画形質の変更や建築に伴う事前手続、まちづくり団体やまちづくり協定等に関する規定例がある。

マッチングファンド方式・・・131

より規模の大きい活動を実現させるため、市民・企業・行政等が資源・資金を提供し合う制度。

密集市街地・・・80,86

一般的には敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される危険な市街地をいう。

緑の基本計画・・・128,129

都市計画区域内において行われる緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するための計画（都市緑地法第4条）。市町村が策定する。環境基本法、景観法に基づく計画や都市計画法に基づく市町村マスタープラン等との調和・適合を図りつつ、緑地

の保全及び緑化の目標、推進施策に関する事項、都市公園の整備の方針、緑化重点地区、保全配慮地区等を定める。1994年の都市緑地保全法の改正により制度化し、従来の緑のマスタープラン制度に比べ、法定計画としての実効性が強まった。

無電柱化・・・86

電線類の地中化や沿道家屋裏側や軒下への配線により電柱を無くすこと。ゆとりある道路空間の確保や防災性の向上が期待できる。

モール・・・19,45,50

単なる通行のための道ではなく、広場、ベンチ、噴水等の付帯施設を配して、憩い、遊び、集い等の機能を付与したもの。商店街等に設けられる歩行者専用のショッピング・モールをいうことが多い。

モータリゼーション・・・82

自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

ヤ行

ユニバーサルデザイン・・・2,40,55

年齢、性別、身体、国籍等人々が持つさまざまな特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすいよう、環境、建物、施設、製品等のデザインに配慮する考え方。

Uターン・・・77

地方で生まれ育った人が都市部で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

用途地域・・・7,21,31

土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、大きさ等について制限を行う制度。現在、都市計画法には、住居系（7種類）、商業系（2種類）、工業系（3種類）の計12種類の用途地域が定められており、この中から適切な用途が指定されている。

ラ行

ライフステージ・・・77

幼児期、青年期、壮年期、老年期等人間が生まれてから死ぬまでに経過する諸段階。

ライフライン・・・22

ガス・水道・電気・電話・流通等の生活を支えるシステム。

緑化・・・25,27,74

草や木を人の手によって植えること、あるいはそれらが育つような算段をすること。ある場所に植物を植栽育成管理すること。

レクリエーション・・・23,33,67

仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。

レンタサイクル・・・65

鉄道駅周辺、観光地等人の集まる場所に駐輪場（サイクルポート）を設置し、自転車を貸出すシステム。鉄道駅周辺や観光地における比較的短距離での利便性向上をねらいとする。

高齢人口・・・8,30

65歳以上の人口のこと。

ワ行

ワークショップ・・・18,19,21

地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価等を行っていく活動をいう。

